ボイラー・タービン主任技術者講習実施者の要件確認チェックリスト

（令和　　年　　月～令和　　年　　月開催分）

講習実施者名（法人名）：

次表の内規とは「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を指す。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 内規条項 | 内規項目 | 詳細・補足等 | 該当書類と記載ページ | チェック | 確認書類（例） |
| 実施者の要件 | 2.(3)③イ（イ） | 電力・火力発電等に関する講演又は講習を適切に開催した実績を有する法人であること。 | 法人の基礎情報（法人番号、商号又は名称、所在地）が確認できること。ボイラー・タービン主任技術者講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施した講演等は除く。 |  |[ ]  ・開催実績がわかる説明書 |
|  | 2.(3)③イ（ロ） | 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者が役員にいない法人であること。 | 書類の中で宣言していること（個人名等の情報は不要）。 |  |[ ]  ・宣言書類 |
|  | 2.(3)③ハ | ボイラー・タービン主任技術者講習を毎年度２回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、当該講習の開催が困難であるときはこの限りでない。 | 実習を除き、オンラインによる講習も可。 |  | [ ]  | ・講習の毎年度開催に関する説明書・実施体制図・実施スケジュール・講習実績・損益計算書 |
|  | 2.(3)③二 | 内規に定めた該当する表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上行うものであること。ただし、現地実習は任意とする。 | ボイラー・タービン主任技術者講習を行うために必要な教材、現地実習に代わるプログラムを実施する場合は必要な機械器具や設備を備えていること。（保有数について、講習を実施するために必要な数を備えていること。）テキスト（内容は「講習内容」で確認） |  |[ ]  ・テキスト一覧・各機械器具、設備の一覧及び保有状況がわかる写真 |
| 講習の内容 | 2.(3)③二 | 火力発電設備の保安に関する法令：1時間 | 1. 火力発電設備の安全規制の概要
 |  | [ ]  | ・講習の運営方法等に関する説明書・講習のカリキュラム・講習用テキスト・理解度確認試験の問題例 |
|  |  |  | 1. ボイラー・タービン主任技術者制度の概要
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 電気関係報告規則について
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 保安規程について
 |  |[ ]   |
|  |  | 火力発電の仕組み、技術基準：1時間30分 | 1. 火力発電の仕組み
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、発電用火力設備の技術基準の解釈について
 |  | [ ]  |  |
|  |  | 火力発電設備の構造物等（ボイラー・タービン等）：2時間 | 1. 設計
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. ボイラーについて
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. タービンについて
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 使用燃料について
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. その他関連機器について
 |  |[ ]   |
|  |  | ボイラー・タービン主任技術者の保安監督業務：1時間 | 1. 巡視・点検及び検査の方法
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 不良箇所の発見と処置（診断及び補修方法）
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 記録と経年監視
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 緊急事態（災害、事故等）の対応
 |  | [ ]  |  |
|  |  | 理解度確認試験：30分 | 上記内容(現地実習を除く）に関する試験(合計15問程度とし、6割以上の正解で合格とする。) |  | [ ]  |  |
|  |  | 現地実習※：4時間 | 1. 巡視・点検及び検査の方法
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 診断及び補修方法
 |  |[ ]   |
|  |  |  | 1. 火力設備の計測、診断等

※現地実習を行わない場合は現地実習に代わるプログラムを実施すること。 |  | [ ]  |  |
| その他 | 2.(3)③ロ | ＢＴ講習実施者は、ボイラー・タービン主任技術者講習を実施する前に、当該講習の日程、実施場所並びに二及びホに掲げる要件を満たす講習である旨を公示し、受講希望者の募集を行うこと。 | 科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。情報の管理が適切にされていること。 |  | [ ]  | ・講習日程表（時間割を含む。）・公示方法に関する説明書・情報管理体制図・情報の取扱いに関する宣誓書・[個人情報の取扱い](file:///%5C%5Cm7pffs99005v%5C00%E7%94%A3%E6%A5%AD%E4%BF%9D%E5%AE%89G%E9%9B%BB%E5%8A%9B%E5%AE%89%E5%85%A8%E8%AA%B200%5C%EF%BC%91%EF%BC%8E%E9%87%8D%E8%A6%81%E6%94%BF%E7%AD%96%5C%EF%BC%88%EF%BC%90%EF%BC%97%EF%BC%89%E6%94%BF%E4%BB%A4%E3%83%BB%E7%9C%81%E4%BB%A4%E3%83%BB%E5%91%8A%E7%A4%BA%E6%94%B9%E6%AD%A3%E4%BD%9C%E6%A5%AD%5C%E2%98%85%EF%BC%92%EF%BC%92%E5%B9%B4%5C220912_%E3%83%9C%E3%82%A4%E3%83%A9%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%93%E3%83%B3%E4%B8%BB%E4%BB%BB%E6%8A%80%E8%A1%93%E8%80%85%E8%A8%B1%E5%8F%AF%EF%BC%88ORC%EF%BC%89%28%E6%96%BD%E8%A1%8C%E6%B8%88%EF%BC%89%5C05_%E8%AC%9B%E7%BF%92%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%AE%E5%8B%9F%E9%9B%86%5C%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%8A%80%E6%A4%9C%E3%81%B8%E7%A2%BA%E8%AA%8D%5C%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E9%A0%85.docx) |
|  | 2.(3)③へ | 講習を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、講師名、受講期日及び講習を修了した旨が記載された修了証を発行すること。 | 一例として、内規の様式例２によるもの。修了者名簿は、氏名、生年月日、住所、科目ごとの講習形式（対面講習、オンライン講習の別）・修了年月日が確認できること。ボイラー・タービン主任技術者講習の終了後、遅滞なく修了者名簿（科目ごとの修了状況がわかるもの）を産業保安グループ電力安全課へ提出すること。 |  | [ ]  | ・修了証の交付方法に関する説明書・修了証の様式・修了者名簿の様式 |
|  | 2.(3)③ホ | ボイラー・タービン主任技術者の免状の交付を受けている者、電気工作物検査官の職にあり若しくはあった者又はこれらと同等以上の知識を有すると認められる者が講師であること。 | ・ボイラー・タービン主任技術者の免状取得者・電気工作物検査官・上記と同等以上の知識を有する者同等以上の知識の例：火力設備に関する安全管理審査業務歴が10年以上 |  | [ ]  | ・講師の選定に関する説明書 |

（注）確認書類のすべてについて、実施者の押印は不要である。